

令和8年度 みやき町一般廃棄物処理実施計画

I 一般廃棄物処理の基本事項

1. 計画区域 みやき町全域
2. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
3. 一般廃棄物の排出量

(1) ごみ

(単位：ト/年)

項 目		令和6年度排出量 (実績)	令和7年度排出量 (実績)	令和8年度排出量 (計画)
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,861.9	3,908.2	3,728.0
	不燃ごみ	54.4	53.0	54.0
	資源物	364.4	303.6	303.0
	粗大ごみ	839.6	908.9	811.0
事業系ごみ		1,125.5	1,095.7	1,205.0
計		6,245.8	6,269.4	6,101.0

(2) し尿・浄化槽汚泥

(単位：kl/年)

種類	令和6年度排出量 (実績)	令和7年度排出量 (実績)	令和8年度排出量 (計画)
し尿	4,806.0	4,619.0	5,328.0
浄化槽汚泥	10,548.0	10,571.0	10,928.0
計	15,354.0	15,190.0	16,256.0

II 一般廃棄物の処理主体

1. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) ごみ

種 類	収集・運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	町(委託)	組合(委託)	焼却	組合(委託) 資源化
	不燃ごみ	町(委託)	組合(委託)	選別・圧縮・破砕	組合(委託) 資源化
	資源物	町(委託)	組合(委託)	選別・圧縮・破砕	組合(委託) 資源化
	粗大ごみ	町(委託)	組合(委託)	選別・焼却	組合(委託) 資源化
事業系ごみ	・自己搬入 ・許可業者	処理施設に搬入されたごみは、ごみの種類ごとに家庭系ごみと同じ処理を行う。			

※組合とは、「佐賀県東部環境施設組合」のことをいう。

(2) し尿

種 類	収集・運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
・し尿 ・浄化槽汚泥	許可業者	組合(直営)	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	組合(直営)	コンポスト化

※組合とは、「三神地区環境事務組合」のことをいう。

Ⅲ-1 処理計画

1. ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制及び資源化等の促進の方策

項 目	概 要
町広報誌及びホームページによる啓発	ごみの排出抑制や分別・資源化を考える機会を町民に提供する目的から、町広報誌及びホームページによりPRを行います。
ごみの分別収集による資源物化	資源物の再生利用の推進を目的に、以下のものについて回収、資源化を行います。 古紙類（新聞・チラシ、雑誌類、段ボール、紙パック）、古布・古着、ビン類（無色透明ビン、茶色ビン、その他の色ビン、生きビン）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色トレイ、発泡スチロール、食用廃油、有害ごみ（乾電池、水銀体温計、蛍光管・電球、スプレー缶、使い捨てライター）。
家庭用生ごみ処理器購入費補助金	可燃ごみの排出抑制等のため、家庭用生ごみ処理器の購入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 ○電動生ごみ処理機：購入費の1/2助成 限度額 20,000円 （ R7年度実績：4基 R8年度予定数：7基 ） ○生ごみコンポスト化容器：購入費の1/2助成 限度額 2,000円 （ R7年度実績：8基 R8年度予定数：3基 ） ○生ごみ密封発酵容器：購入費の1/2助成 限度額 1,000円 （ R7年度実績：0基 R8年度予定数：2基 ）
資源回収推進奨励費補助金	資源回収活動を実施する団体に奨励金を交付します。 資源回収品目：古紙類、古繊維類、金属類(缶類)、ビン類(生きビン) 奨励金：古紙類 回収量1kg当たり8円 古繊維類 回収量1kg当たり3円 金属類 回収量1kg当たり3円 ビン類 回収量1kg当たり2円 （ R7年度 実施団体：15団体 回収量：約41.58t ）
ごみ収集日程表及びごみ分別便利帳の配布	町民による分別排出を徹底・促進するため、収集品目、排出方法及び収集日を表示した日程表及びごみ分別便利帳を配布します。
リサイクルデー	資源物の再生利用推進を目的に、毎月第3日曜日の8:30～10:30の時間帯において、北茂安保健センター駐車場にて実施します。 【回収するもの】 古紙類（新聞・チラシ、雑誌類、段ボール、紙パック）、古布・古着、ビン類（無色透明ビン、茶色ビン、その他の色ビン）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色トレイ、発泡スチロール、食用廃油、有害ごみ（乾電池、水銀体温計、蛍光管・電球、スプレー缶、使い捨てライター、モバイルバッテリー）
リサイクルコーナー	資源物の再生利用推進を目的に、各庁舎において実施します。 〔 ○みやき町庁舎（防災センター）：火・木（休日を除く） ○中原庁舎 及び 三根庁舎：月・水・金（休日を除く） ○実施時間 8:30 から 15:00 まで 〕 【回収するもの】 ビン類（無色透明ビン、茶色ビン、その他の色ビン）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色トレイ。

2. 収集運搬計画

(1) 区域 みやき町全域

(2) 収集回数及び方法等

(単位：ト/年)

種 類	収集運搬量	収集回数	収 集 方 法
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,728.0	週2回 指定袋によるステーション方式
	不燃ごみ	54.0	月1～2回 指定袋によるステーション方式
			月1回 指定袋によるリサイクルデー収集
	資源物	303.0	月1～2回 コンテナ及びネット等によるステーション方式
			月1回 コンテナ及びネット等によるリサイクルデー収集
			月～金 コンテナ及びネット等によるリサイクルコーナー収集
粗大ごみ	811.0	年4回 粗大ごみシール貼付によるステーション方式	
		随 時 リサイクルプラザへの直接搬入	
事業系ごみ	1,205.0	随 時	リサイクルプラザへの直接搬入、もしくは、一般廃棄物収集運搬業者（町の許可業者に限る）への委託

※「指定袋」とは、みやき町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条により、町長が定めた袋をいう。
できる。

(3) 収集運搬業者の概要

ア 委託業者（一般家庭から排出されるごみの収集運搬業者）

(株) 大島産業（中原・三根校区）	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ収集運搬
(有) フジショウ（北茂安校区）	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ収集運搬

イ 許可業者（事業所から排出されるごみの収集運搬業者）

No.	業 者 名	許可業務の内容	許可車両台数
1	(有) ウラカワ	事業系ごみ収集運搬	2 (2)
2	栄和産業(株)	事業系ごみ収集運搬	3 (3)
3	(株) 大島産業	事業系ごみ収集運搬	5 (3)
4	(有) 開成商事	事業系ごみ収集運搬	2 (2)
5	(有) 環境開発センター	事業系ごみ収集運搬	5 (3)
6	鶴田産業	事業系ごみ収集運搬	2 (2)
7	(株) 寺松物流	事業系ごみ収集運搬	3 (3)
8	(有) 鳥栖環境開発総合センター	事業系ごみ収集運搬	5 (3)
9	(有) フジショウ	事業系ごみ収集運搬	3 (2)
10	(株) 明治ビルサービス	事業系ごみ収集運搬	1 (1)
11	(株) 西日本技研	事業系ごみ収集運搬	2 (1)
12	(有) ミヤキメンテナンス	事業系ごみ収集運搬	1 (0)
13	(株) エコクリーン	事業系ごみ収集運搬	2 (2)

ウ 許可業者（一般家庭から排出される特定ごみの収集運搬業者）

No.	業 者 名	許可業務の内容	許可車両台数
1	シルバー人材センター	家庭系一般廃棄物 (剪定伐採くず 片付けごみ等に限る)	5 (0)

※許可業者の内容については、R8.4.1 現在のものである。

※ () 内の数字は、塵芥車の台数のこと。

※ 令和8年度当初現在で上記14社となっており、町内の事業系ごみを収集運搬する上で十分な器材及び人員を確保できていると判断し、令和8年度中の新規参入は認めない。

※ 大規模災害発生時について

大規模災害発生時には想定を超える量の災害廃棄物が発生する可能性が高い。

上記の許可業者のみでは対応が困難であると判断する場合には、簡易的な申請により収集運搬の許可（臨時的な許可を含む）を与えることも可能とする。

(4) 収集しない一般廃棄物

区 分	ごみの種類	処 理 方 法
家電リサイクル法対象品目	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン	処理方法については、欄外のaによるものとする。
有害性物質を含む物	バッテリー、農薬、薬品類、塗料等	専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や、購入した店に引取りを依頼する。
危険性のある物	ガスボンベ、消火器等	
引火性のある物	火薬、ガソリン、灯油等	
悪臭を発する物	堆肥等	
自動車リサイクル法 二輪車リサイクル法 対象物	自動車及び自動二輪車、並びに部品、用品等	
産業廃棄物に該当	農業用機械類、農業用ビニールハウス等 家屋解体ごみ、建築廃材、焼却灰等	
適正処理困難物	タイヤ等	
その他処理に支障のある物	自然石、土や砂、ブロック、コンクリート	

a 家電リサイクル法対象品目の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が購入した小売業者へ引き取りを依頼するか、買替えの場合は新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼します。購入した小売店が既に無い場合、最寄りの小売店に相談するか、自らメーカーや指定引取り場所へ搬入し、資源化を図るものとしします。

●町内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法例

区 分	収集・運搬主体	指定引取場所の例
町内から排出される 家電リサイクル法対象 機器	排出者 許可業者 小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米運送(株) 久留米支店 久留米市東榎原町 353 ・九州メタル産業(株) 鳥栖営業所リサイクルセンター 鳥栖市永吉町字土取 573-1 ・九州産交運輸(株) 佐賀事業所 佐賀市鍋島町大字八戸 3152

(5) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

a 可燃ごみ

令和8年4月1日～令和9年3月31日

区 分	佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型廃棄物処理施設
所 在 地	鳥栖市真木町39番地1
公称能力	172 ^t /日 (86 ^t ×2基)
処理方法	ストーカ炉式 (全連続燃焼式焼却炉)

b 不燃ごみ、資源物、粗大ごみ

施設名		リサイクルプラザ
所在地		みやき町大字簗原4432番地
公称能力		47 ^ト ／日（5時間）
処理方法	粗大ごみ、不燃ごみ(金属類、ガラス・陶磁器類)	低速2軸式破碎+高速回転式破碎+機械選別
	スチール缶、アルミ缶	機械選別+圧縮成型
	ペットボトル、容器包装プラスチック	手選別+圧縮梱包
	無色透明、茶色、その他の色のビン、生きビン	手選別
	新聞・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック	圧縮成型
資源物	白色トレイ、布・古着、食用廃油、有害ごみ（乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計、スプレー缶、使い捨てライター）	保管

イ 中間処理内訳量

(単位：^ト／年)

施設名	搬入量	残渣の処分方法
佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型廃棄物処理施設	5,116	セメント原料化
リサイクルプラザ	1,330	残渣（再資源化不可能物）については、佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型廃棄物処理施設で処分

(6) 最終処分計画

ア 最終処理施設の概要

a 可燃ごみ

1) 焼却灰（佐賀県東部環境施設組合施設分 処理量は構成市町2市3町全体分）

施設名	所在地	処理量（ ^ト ／年）
UBE三菱セメント株式会社	福岡県北九州市八幡西区洞南町1-1	1,800 ^ト
	福岡県京都郡荊田町長浜町7番地	1,200 ^ト
	山口県宇部市大字小串1978-7	50 ^ト
太平洋セメント株式会社	大分県津久見市合ノ元町2-1	1,800 ^ト

※焼却灰はセメント原料として再利用

2) 飛灰（佐賀県東部環境施設組合施設分 処理量は構成市町2市3町全体分）

施設名	所在地	処理量（ ^ト ／年）
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	460 ^ト
太平洋セメント株式会社	山口県津久見市合ノ元町2-1	920 ^ト

※飛灰は、亜鉛、銅等の金属類を抽出又はセメント原料として再利用

b 可燃ごみ以外

1) 特定分別基準適合物

ごみの種類	引 取 業 者 名
無色透明、茶色のビン	株式会社 篠原建設
その他の色のビン	有価物回収協業組合 石坂グループ
ペットボトル	株式会社 サーキュラーペット、株式会社 熊本市リサイクル事業センター、遠東石塚グリーンペット株式会社
容器包装プラスチック	日鉄リサイクル株式会社
白色トレイ	株式会社 エフピコ

※上記引取業者は、R8.4.1 現在のものである。

2) 第2条第6項指定物

ごみの種類	引 取 業 者 名
スチール缶、アルミ缶、金属類	幸栄産業株式会社
紙パック、段ボール	株式会社 三協環境開発

※上記引取業者は、R8.4.1 現在のものである。

3) 1, 2以外のもの

ごみの種類	引 取 業 者 名
新聞・チラシ布	株式会社 三協環境開発
蛍光管、電球	株式会社 ジェイ・リライツ
乾電池	株式会社 ジェイ・リライツ
食用廃油	株式会社 大島産業
古着	エコミット

※上記引取業者は、R8.4.1 現在のものである。

c 上記以外のごみの処理については、(株)大島産業の施設（神崎市・吉野ヶ里町）へ持ち込み、焼却、資源化及び再生を予定する。処理量は1.5 t/年と推測する。

Ⅲ－２ 処理計画

1. 生活排水処理実施計画

(1) し尿・浄化槽処理人口の推計

(単位：人)

区 分	R6年度 (実績)	R7年度 (実績)	R8年度 (推計)
公共下水道人口	10,218	10,535	10,676
浄化槽人口	10,727	10,563	10,553
浄化槽 (合併処理)	9,588	9,529	9,526
浄化槽 (単独処理)	1,139	1,034	1,027
農業集落排水施設人口	871	838	838
非水洗化人口	4,451	3,794	3,663
合 計	26,267	25,730	25,730

(2) し尿・浄化槽汚泥量の推計

(単位：kℓ)

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (推計)
し 尿 量	4,806.0	4,619.0	4,935.0
浄 化 槽 汚 泥 量	10,548.0	10,571.0	11,223.0
合 計	15,354.0	15,190.0	16,158.0

2. 収集運搬計画

(1) 区域 みやき町全域

(2) 収集量及び方法等

(単位：kℓ／年)

種 類	一般廃棄物の量	収 集 方 法
し 尿	5,328	許可業者による収集
浄化槽汚泥	10,928	許可業者による収集

(3) 収集運搬業者の概要

ア 許可業者

業 者 名	許可業務の内容	許可車両台数
(有)第一環境整備事業所	し尿・浄化槽汚泥収集運搬、浄化槽清掃	19台

※許可業者が1業者である根拠については、昭和49年より関係法令及び町からの許可条件を厳守した実績と、令和8年度計画収集量（し尿4,935kℓ、浄化槽汚泥11,223kℓ）を現行の収集形態（バキュームカー19台）で十分賄えると判断したため。

(4) 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

施 設 名	三神地区汚泥再生処理センター
所 在 地	佐賀県神埼市千代田町大字柳島1290番地
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
処 理 能 力	139 kℓ／日（し尿：94kℓ／日、浄化槽汚泥：90kℓ／日）

イ 中間処理内訳量

(単位：kℓ／年)

施 設 名	搬入量	残渣の処分方法
三神地区汚泥再生処理センター	16,158	コンポスト化

(5) 最終処分計画

ア 最終処理施設の概要

施 設 名	三神地区汚泥再生処理センター
所 在 地	佐賀県神埼市千代田町大字柳島1290番地
処理方式	コンポスト化